昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年2月15日発行第386号　毎月１回15日発行

# 行政とちぎ

雪の足利學校（足利市）

2009. 2
No.386

栃木県行政書士会

Index

contents

目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４
「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」
の一部改正に伴う農地法等に係る許可権限等の移譲について　・・・・・５
開発許可申請窓口の変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
新しい栃木県行政手続インターネットについて　・・・・・・・・・・・・９
業務開発部より栃木会ＡＤＲの現状と講習会のお知らせ・・１０
業務開発部より 成年後見中級研修［補講］のお知らせ　・・・・・・ １１
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
高島 俊夫氏追悼記事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
木もれび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
おじゃましま～す！　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
支局かわら版　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
政連だより　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
平成２０年度行政書士試験結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

表紙の写真　足利市役所 総務部広報課 提供

# 書士会日誌

2009. 1

| 日／曜日 | | 内　　容 | 出　　席　　者 | No. |
|---|---|---|---|---|
| 1～3 | 木～土 | 行政とちぎ１月号編集作業 | 手塚部長　齋藤専門部員 | — |
| 5 | 月 | 年始廻り　宇都宮市賀詞交歓会 | 浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長　毛塚副部長 | — |
| 6 | 火 | 報酬統計表、日行連研修会に関して | 浅野会長　廣田部長 | — |
| 7 | 水 | 行政とちぎ１月号編集作業 | 手塚部長　齋藤専門部員 | — |
| 8 | 木 | 行政とちぎ１月号編集作業 | 手塚部長 | — |
| 9 | 金 | 会館トイレ修繕立会い | 前澤部長　山本昭子理事 | — |
| 9 | 金 | 行政とちぎ１月号編集作業 | 手塚部長 | — |
| 13 | 火 | 編集会議 | 青木副会長　手塚部長　福澤副部長　宮澤理事　齋藤専門部員 | — |
| 10. 11. 13 | 土日火 | ＮＴＴ工事立会い　事務局内装変更 | 前澤部長 | — |
| 10 | 土 | 千葉会賀詞交歓会 | 福田副会長 | — |
| 14 | 水 | 新規登録者申請書類説明 | 前澤部長　毛塚副部長 | — |
| 14 | 水 | ＴＩＡ無料相談会 | 江藤部長　永島会員 | — |
| 14 | 水 | 群馬会賀詞交歓会 | 堀越職務代理 | — |
| 15 | 木 | 建設業　入管（初級研修会） | 江藤部長　市川専門部員 | ① |
| 15 | 木 | 山梨会賀詞交歓会 | 青木副会長 | — |
| 16 | 金 | ＴＩＡ無料相談会に関する打ち合わせ | 石塚部長　風間専門部員　深見会員 | — |
| 19 | 月 | 人権講演会 | 山本昭子理事 | ② |
| 20 | 火 | 21・22「契約」法定業務研修準備・作業 | 江藤部長、長竹副部長 | — |
| 20 | 火 | 成年後見中級研修会 | 堀越職務代理　福田副会長　廣田部長　奥村副部長　青柳理事　藍原専門部員　藤野専門部員 | ③ |
| 20 | 火 | 業務開発部会 | 堀越職務代理　福田副会長　廣田部長　奥村副部長　青柳理事　土方専門部員　藍原専門部員　藤野専門部員 | — |
| 21 | 水 | 「契約」法定業務研修１日目 | 江藤部長、長竹副部長 | — |
| 22 | 木 | 「契約」法定業務研修２日目 | 江藤部長、長竹副部長 | — |
| 23 | 金 | 日行連新年賀詞交歓会 | 浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長　毛塚副部長 | — |
| 26・27 | 月火 | ＡＤＲ機関認証申請研修会 | 廣田部長　奥村副部長　土方専門部員 | — |
| 27 | 火 | 新規採用職員書類選考 | 浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長　毛塚副部長 | — |
| 27 | 火 | ＩＣＴ特別委員会 | 堀越職務代理　関副委員長　山本理事　長岡理事 | — |
| 28 | 水 | 長野会賀詞交歓会 | 青木副会長 | — |
| 29 | 木 | 栃木県電子申請変更点の説明 | 堀越職務代理　山本理事　長岡理事 | — |
| 30 | 金 | 新規採用職員面接選考 | 浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長　毛塚副部長 | — |

① 建設業（初級）・入管（初級）研修会
１５日 13：30～17：00

１ 主催 業務研修部
２ 内容
１次限目 13：30～15：00 建設業初級編
講師 行政書士 風間 洋
・建設業の４大要件について
・一般建設業と特定建設業の区別
・申請事例と注意事項

２次限目 15：15～16：45 入管業務初級編
講師 鈴木 宏昌
・在留許可申請
・在留資格変更許可申請
・在留期間更新許可申請
・在留資格取得許可申請
・再入国許可申請
・就労資格証明書交付申請
・永住許可申請

② 人権講演会
１９日 14：00～15：45

１ 主催 栃木県、鹿沼市
２ 開催場所 鹿沼市民文化センター 大ホール
３ 講演内容
「明日（あした）に生きる笑いと涙と希望の人生ドラマ」
俳優 正司 歌江さん

③ 業務開発部会
２０日 10：30～12：45

１ 12 月理事会報告
栃木県行政書士会成年後見サポートセンター設立（案）に関し、理事会にて協議事項第２号として取り上げて頂き、了承されました。
２ 北関東ＡＤＲ協議会開催結果報告
東京会の動向を見ながら、能力担保に努め、定期的な交流を行い情報交換及び相互に研鎖する事とする。
３ ＡＤＲの現状と将来
当初、ＡＤＲはあらゆる可能性を秘めていたように考えられていましたが、関係機関との調整により次の４項目、1「外国人の就労・就学に関する紛争」、2「居住用建物賃貸借に関する敷金返還又は現状回復をめぐる紛争」、3「愛護動物に関する紛争」、4「自転車と自転車または自転車と歩行者との事故による紛争」を中心に行うとの事です。
４ 報酬額統計の進捗状況
行政書士会のＦｉｌｅ Ｓｅｒｖｅｒの各種データに掲載すると共に、会員の方々の要望もあり冊子としても刊行する事と成りました。
５ 成年後見定款作成会議の進捗状況
4 回の成年後見定款等作成ワーキンググループ会議を行い、設立時には一般社団法人とし、実力をつけた後に公益法人とすることのできる定款の概要が概ね完成いたしました。
６ 成年後見中級研修及び臨時研修会の開催について
中級研修の補講については早急に検討し周知を図る事となりました。
７ 日行連ＡＤＲ認知申請「１月研修」・「２月研修」の対応
日行連のＡＤＲ機関認証研修会について「外国人の就労・就学に関する紛争」、「居住用建物賃貸借に関する敷金返還又は現状回復をめぐる紛争」には 3 名の者を派遣し、「愛護動物に関する紛争」、「自転車と自転車または自転車と歩行者との事故による紛争」には１名の者を派遣する事と致しました。
８ ２１年度事業・予算計画（ＡＤＲ・成年後見・その他）
ＡＤＲと成年後見を主とした事業計画練り、予算を組む事と致しました。

## 「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正に伴う農地法等に係る許可権限等の移譲について

栃木県では既に農地法等に係る許可権限等の一部について、宇都宮市、足利市及び小山市に対して移譲しておりますが、このたび、標記条例の一部改正に伴い、宇都宮市及び栃木市に対して、新たに下記の事務について移譲することとなりました。（移譲期日：平成２１年４月１日）

なお、農地法等関係の許認可につきましては、平成２１年４月１日以降、別紙「お知らせ」のとおりとなります。

【移譲事務一覧】　　（別　紙）

農地法

| 対象市町 | 条　　項 | 事　務　内　容 |
|---|---|---|
| 栃木市 | 第３条第１項 | 農地等の権利移動の許可 |
| | 第４条第１項 | 農地を農地以外のものにする場合の許可（ただし、同一の事業の目的に供するための２ヘクタールを超える農地に係るものを除く。） |
| | 第４条第３項 | ４条１項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取 |
| | 第５条第１項 | 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため（農地にする場合を除く。）の所有権の移転又は使用収益を目的とする権利（地上権等）の設定若しくは移転に係る許可（ただし、同一の事業の目的に供するための２ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利の取得に係るものを除く。） |
| | 第５条第３項 | ５条１項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取 |
| 宇都宮市<br>栃木市 | 第７条第１項第３号 | 所有制限の例外に係る小作地の指定（試験研究又は農事指導の目的に供するもの） |
| | 第７条第１項第４号 | 所有制限の例外に係る小作地の指定（近く農地以外のものにすることを相当とするもの） |
| | 第７条第１項第６号 | 所有制限の例外に係る小作地の指定（新開墾地、焼畑、切替畑等収穫の著しく不定な小作地） |
| | 第７条第１項第７号 | 所有制限の例外に係る小作地の承認 |
| 栃木市 | 第 20 条第１項 | 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等に係る許可 |
| | 第 20 条第３項 | 20 条１項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取 |
| | 第 82 条第１項 | 上記に掲げた許可及び 83 条の２に基づく違反転用処分を行うため必要な立入調査及び測量並びに障害物の除去及び移転 |
| | 第 82 条第３項 | 立入調査等を行う場合あらかじめ行う通知、若しくは通知できない場合等に行う公示 |
| | 第 82 条第５項 | 立入調査等による通常生ずべき損失の補償 |
| | 第 83 条 | 上記に掲げた許可及び 83 条の２に基づく違反転用処分等のため必要な県農業会議又は農業委員会からの報告の聴取 |
| | 第 83 条の２ | 違反転用に対する処分 |

租税特別措置法

| 対象市町 | 条　　項 | 事　務　内　容 |
|---|---|---|
| 栃木市 | 第 70 条の４第 30 項 | 農地等を生前贈与した場合に贈与税の納税猶予が行われた農地等に関し、転用、所有権の移転等のための許可をした場合の所轄税務署長に対する通知 |
| | 第 70 条の４第 30 項（第 70 条の６第 36 項において準用） | 相続税の納税猶予が行われた農地等に関し、転用、所有権の移転等のため許可をした場合の所轄税務署長に対する通知 |

農業振興地域の整備に関する法律

| 対象市町 | 条　　項 | 事　務　内　容 |
|---|---|---|
| 宇都宮市<br>栃木市 | 第 15 条の２第１項 | 農用地区域内における開発行為の許可 |
| | 第 15 条の２第６項 | 第 15 条の２第１項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う農業会議の意見聴取 |
| | 第 15 条の３ | 農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分 |
| | 第 15 条の４第１項 | 農用地区域以外における開発行為に対する勧告 |
| | 第 15 条の４第２項 | 第 15 条の４第１項に基づく勧告に従わない場合、その旨及び勧告内容の公表 |

## 農地法・農振法関係事務の区分に係るお知らせ（栃木県）

平成２１年４月１日から県内各市町の農地法・農振法に係る事務の区分（許可権者等）は、それぞれ次の表のとおりとなります。

なお、農地法関係の許可申請の提出窓口は、従来どおり各市町農業委員会（大臣許可に係る申請については、栃木県農政部農政課）であり、変更はありません。

詳しくは、栃木県農政部農政課又は県農業振興事務所にお問い合わせください。

### （１）　農地法

| 農地法の権限移譲事務の内容 | 右の４市以外の市町 | 宇都宮市、足利市<br>栃木市及び小山市 |
|---|---|---|
| **1　農地法第３条第１項の農地等の権利移動の許可** | | |
| ｱ 農地等（農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の権利を取得する者が、個人又は農業生産法人であり、その市町村の区域内に住所のある場合 | 市町農業委員会 | 宇都宮市農業委員会<br>足利市農業委員会<br>栃木市農業委員会<br>小山市農業委員会 |
| ｲ 農地等について農業協同組合が農業経営の受託を受け権利を設定する場合 | | |
| **ｳ 農地等の権利を取得する者が、個人又は農業生産法人であり、その市町村の区域外に住所のある場合** | 県農業振興事務所長 | |
| **ｴ 農地等の権利を取得する者が、農業生産法人以外の法人の場合** | | |
| **ｵ 農地等に設定される権利の種類が、民法第269条の2第1項の地上権等である場合** | | |
| **2　農地法第４条第１項の農地の転用（いわゆる自己転用）の許可（届出）** | | |
| ｱ 同一の事業の目的に供するため、4ha を超える農地を農地以外のものにする場合（イの場合を除く。） | 関東農政局長 | 関東農政局長 |
| ｲ 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4ha を超える農地を農地以外のものにする場合 | 栃木県知事 | 栃木県知事<br>宇都宮市農業委員会 |
| ｳ 同一の事業の目的に供するため、2ha を超え 4ha 以下の農地を農地以外のものにする場合 | | |
| **ｴ 同一の事業の目的に供するため、2ha以下の農地を農地以外のものにする場合（オの場合を除く。）** | | 宇都宮市農業委員会<br>足利市農業委員会<br>栃木市農業委員会<br>小山市農業委員会 |
| **ｵ 同一の事業の目的に供するため、1ha未満の農地を農地以外のものにする場合** | 県農業振興事務所長 | |
| ｶ 市街化区域内の農地を農地以外のものにする場合の届出（面積要件なし） | 市町農業委員会 | |

| 農地法の権限移譲事務の内容 | 右の４市以外の市町 | 宇都宮市、足利市<br>栃木市及び小山市 |
|---|---|---|
| **３　農地法第５条第１項の農地等の転用のための権利移動の許可（届出）** | | |
| ア 同一の事業の目的に供するため、4ha を超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（イの場合を除く。） | 関東農政局長 | 関東農政局長 |
| イ 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4ha を超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合 | 栃木県知事 | 栃木県知事<br>宇都宮市農業委員会 |
| ウ 同一の事業の目的に供するため、2ha を超え 4ha 以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合 | | |
| エ 同一の事業の目的に供するため、2ha以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（カの場合を除く。） | | 宇都宮市農業委員会<br>足利市農業委員会<br>栃木市農業委員会<br>小山市農業委員会 |
| オ 同一の事業の目的に供するため、1ha以上の採草放牧地について権利を取得する場合(農地を含む場合を除く。) | | |
| カ 同一の事業の目的に供するため、1ha未満の農地等について権利を取得する場合 | 県農業振興事務所長 | |
| キ 市街化区域内の農地等について権利を取得する場合の届出（面積要件なし） | 市町農業委員会 | |
| **４　農地法第７条第１項の所有制限の例外** | | |
| ア 所有制限の例外に係る小作地の指定及び承認 | 県農業振興事務所長 | 宇都宮市農業委員会<br>栃木市農業委員会 |
| **５　農地法第２０条第１項の農地等の賃貸借の解約等の許可（通知）** | | |
| ア 農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約、賃貸借の更新をしない旨の通知をする場合 | 栃木県知事 | 宇都宮市農業委員会<br>足利市農業委員会<br>栃木市農業委員会<br>小山市農業委員会 |
| イ 許可を要しない場合（１項ただし書き）の農業委員会への通知（法第２０条第６項） | 市町農業委員会 | |
| **６　農地法第８３条の２の違反転用（法７３条関係を除く）に対する処分** | | |
| ア 関東農政局長の転用許可（現に許可権限を有するものに限る。）に係る違反の場合（無断転用を除く。） | 関東農政局長 | 関東農政局長 |
| イ 2ha を超える農地を含む農地等の転用許可（現に関東農政局長が許可権限を有するものを除く。）に係る違反又は無断転用の場合 | 栃木県知事 | 栃木県知事<br>宇都宮市農業委員会 |
| ウ 2ha以下の農地を含む農地等の転用許可に係る違反又は無断転用の場合 | | 宇都宮市農業委員会<br>足利市農業委員会<br>栃木市農業委員会<br>小山市農業委員会 |
| エ 採草放牧地の５条転用許可に係る違反又は無断転用の場合 | | |

（2）農振法

| 農振法の権限移譲事務の内容 | 右の２市以外の市町 | 宇都宮市及び栃木市 |
|---|---|---|
| 7　農振法第１５条の２の開発の制限 | 栃木県知事 | 宇都宮市長<br>栃木市長 |
| 8　農振法第１５条の３の監督処分 | 栃木県知事 | 宇都宮市長<br>栃木市長 |
| 9　農振法第１５条の４の勧告等 | 栃木県知事 | 宇都宮市長<br>栃木市長 |

※　平成２０年３月３１日までに提出された許可申請等で、同日までに許可、不許可又は受理に至らず、かつ、平成２１年４月１日から宇都宮市農業委員会及び栃木市農業委員会が処理することとなる事務については、宇都宮市農業委員会会長及び栃木市農業委員会会長に対してなされた申請等とみなされますので、申請者において特に必要となる手続はありません。

◆　**農地法及び農振法に係る権限移譲についてご不明な点は下記までお問い合せください。**

栃木県農政部農政課　　農地調整班　　028-623-2348
栃木県河内農業振興事務所　　管理部管理課　　028-626-3059
栃木県下都賀農業振興事務所　管理部管理課　　0282-23-3425
栃木県安足農業振興事務所　　管理部管理課　　0283-23-1455

宇都宮市農業委員会事務局　　028-632-2815
(農振法については、宇都宮市農業振興課 028-632-2815)

足利市農業委員会事務局　　0284-20-2238
(農振法については、足利市農務課 0284-20-2238)

栃木市農業委員会事務局　　0282-21-2525
（農振法については、栃木市農林課 0282-21-2555)

小山市農業委員会事務局　　0285-22-9243
（農振法については、小山市農政課 0285-22-9244)

◆　**その他農地法及び農振法の許可等についてのお問合せ先**

各農業振興事務所　管理部管理課
各市町農業委員会事務局
(農振法については各市町農振担当課)

## 開発許可申請窓口の変更について

平成２１年４月１日から、日光市内における開発行為に係る許可申請窓口が、権限移譲により、栃木県（日光土木事務所）から日光市に変わりますので、お知らせいたします。

なお、平成２１年３月３１日までに行った栃木県に対する許可申請等につきましては、そのまま日光市に引き継がれることになります。

連絡先　都市計画課開発指導担当　電話 028-623-2467

# 「栃木県行政手続インターネットサービス」が新しくなりました

つぎつぎ"とちぎ"

**平成21年2月2日に、行政手続インターネットサービスのアドレスが新しくなりました。**

このサービスを利用すると、県の窓口で行っている手続について、インターネットを利用して自宅や職場のパソコンから各種申請や届出が可能になるほか、申請書等の様式をダウンロードすることができます。

新しいアドレスは http://www.pref.tochigi.lg.jp/pref/jyouhouka/denshikenchou/shinsei.html です。

## 1　アクセス方法

アクセス方法は、以下の2とおりがあります。

(1)栃木県HPのトップページにある「行政手続インターネットサービス」をクリック。

**http://www.pref.tochigi.lg.jp/**

(2)新しいアドレスにアクセス。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/pref/jyouhouka/denshikenchou/shinsei.html

「お気に入り」などに登録されている方は変更をお願いします。

## 2　利用できるサービス

利用できるサービスは、以下の3つです。

(1)電子申請・届出　(利用者ＩＤが必要です)

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請」、「県職員採用試験申込」等の申請・届出ができます。

(2)簡易申請・届出　(利用者ＩＤは不要です)

「自動車税住所変更届」、講座や催し物等の申込ができます。

また、携帯電話による申込等ができるようになります。

(3)申請書様式ダウンロード

申請書等の電子データを取得することができます。

## 3　問い合わせ先

(1)システムの操作については

**コールセンター**

電話：0570－005353(受付時間:祝日・年末年始を除く平日の 9:00～17:00)

FAX：03－5441－6092、メール：support@e-tetsuzuki99.com

(2)システムの操作以外については

**栃木県経営管理部情報システム課**

〒320－8501　栃木県宇都宮市塙田1－1－20

電話：028－623－2215、2219

FAX：028－623－2221、メール：ds-sys@pref.tochigi.lg.jp

**【栃木県　情報システム課】**

# 業務開発部より栃木会 ADR の現状と講習会のお知らせ

平成 20 年度の『月刊 日本行政』では ADR（裁判外紛争解決）に関する記事が目立ちましたが、「実際 ADR はどうなっているのだ？」という声がこの栃木会の中でも聞こえてきます。日行連及び栃木会の動きをまとめる中で、栃木会としての今後の方針等も併せてご報告いたします。

## 日行連 ADR 認証手続きの方向性と東京会認証申請の動き

### ➢ 何故！東京会を除き、他単位会の動きが停滞しているのか？

1. 平成 16 年 11 月 26 日、司法制度改革推進本部にて決定された「税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする。」を踏まえ、行政書士が ADR 参入を果たすには能力担保が必要との認識を各単位会は持ったが、参入分野への縛りはないものと考えていた。

2. 平成 19 年、東京会が認証申請にあたり弁護士会と協議のもと下記 4 分野を検討していることが伝わり、地方の各単位会は「目指す分野が入っていないこと、そしてそれらの全てが地方に馴染むか？」と戸惑った。しかしながら日行連からも指針として伝えられてきた。
   (1)外国人問題　(2)貸借契約問題　(3)ペット事故　(4)自転車事故

3. 平成 20 年 3 月、日行連は日弁連との間で下記“基本合意書”を交わした。
   (1)紛争分野
      ①外国人の就労・就学に関する紛争　②動物愛護に関する紛争
      ③自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争
      ④居住用建物賃貸借に関する敷金返還または原状回復をめぐる紛争
   (2)弁護士の活用（全 6 項目の内、第 1 項のみ記載）
      ①手続き関与弁護士は、一件記録及び資料を検討し、法的検証を行うとともに、自ら実施者又は助言者として調停に参加する。（常に同席の意味合いではない。筆者注）

4. 平成 20 年 11 月、日行連は全国単位会の ADR 担当責任者会議を主催し、下記指針を述べた。
   (1)東京会が進めている認証手続きを踏まえて、各単位会は地元弁護士会と調整し進めるのが早道と考える。
   (2)必ずしも“基本合意書”の通り進めなくても良いが、法務省から認証を得るのは力仕事であり困難が伴うことも認識してほしい。

### ➢ 東京会認証申請の現状

1. “基本合意書”に沿う内容で昨年より法務省と「事前相談」を重ね、今年に入り「認証申請」を果たした。（事前相談を経た後の申請であるため、“認証申請は許可される”方向のようです）

## 栃木会、ADR 認証への取り組み姿勢

### ➢ 北関東 ADR 協議会及び栃木会の動き

1. 茨城会・群馬会と共に効率的な認証申請を目指す目的から一昨年に設置され、継続的に会合を持っています。学者・弁護士先生を招くには、効率的な予算組みが経費節減から必要です。
2. 手続実施者の育成及び能力担保のための講習会等（平成 19 年度）を実施してきましたが、平成 20 年度になり方向性が不透明になってきたため、能力担保等の具体的活動は控えてきました。
3. 今年に入り日行連の方向性が見えてきたため、栃木会としては能力担保等の活動は再開の予定です。今年度は「わかりやすい ADR」を旨に無料講習会（全 3 回）を継続実施しています。

**２月２６日（木）は第３(最終)回 ADR 無料講習会です　ご参加をお待ちしています**

業務開発部　奥村俊雄

# 業務開発部より 成年後見中級研修［補講］のお知らせ

業務開発部では、行政とちぎ誌上にて「一般社団法人成年後見サポートセンター」への立ち上げに向けて会員皆様に経過をその都度ご報告させて頂いていますが、設立のご賛同を頂くためには皆さまのご意見も重要であり、研修会等でお聞きするなどの努力も重ねています。

同時に、センター設立が叶った後に参加される会員の能力担保に向けて、一昨年から初級研修会を継続的に実施し、現在は昨年末より初級に続く**中級研修会**（全 6 回）を実施中です。

成年後見サポートセンター設立が叶った後、センターへのご参加をお考えの方々は「成年後見業務参入**実務者**」とも考えられますので、是非「中級研修会、全 **6 回**の**全受講**）」をお願いしたいと存じます。

しかしながら日々お忙しい中、隔週火曜日の研修会に出席できないこともあるかと存じます。従いまして、その**補講**を下記のように実施しますので、お身体の空いているところでのご参加をお願いいたします。宜しくお願い申し上げます。

## 成年後見中級研修［補講］実施要領

- **第 1 回分**：神奈川サポートセンター条研修委員長による**生の講義（第6回研修日の午前中）**
  第 1 回は「成年後見実務者にとっては重要な「倫理観」の講義ですが、その重要性を認識して頂くには「生の講義が最適」と考えています。
- **第 2 回分**：レジメと設問を郵送し、その**設問用紙**にご記入の上**事務局**に**提出**する
  第 2 回は「介護上の医学的知識」も加味された研修のため、ご自分でインターネット等から学んで頂くことも重要と考えています。
- **第 3.4.5.6 回分**：**テープ**による補講（補講時間：約 2 時間　栃木県行政書士会館内）

## 成年後見中級研修［補講］日程

参加費用　500円/回

| | 補講日程 | 補講内容 | 正規研修日 |
|---|---|---|---|
| 第 1 回分 | 3 月　3 日(火) 10:30～ | 成年後見倫理と法改正について［**生講義**］ | 12 月 12 日(済) |
| 第 2 回分 | 上記「実施要領」参照 | 介護保険制度、障害者自立支援法について | 12 月 16 日(済) |
| 第 3 回分 | 2 月 17 日(火) 10:30～<br>2 月 24 日(火) 10:30～ | 身上監護のための知識 | 1 月 20 日（済） |
| 第 4 回分 | 2 月 24 日(火) 13:30～<br>3 月 10 日(火) 10:30～ | 任意後見　実務と事例研究 | 2 月　3 日（済） |
| 第 5 回分 | 3 月 10 日(火) 13:30～<br>3 月 24 日(火) 10:30～ | 法定後見　実務と事例研究 | 2 月 17 日（済） |
| 第 6 回分 | 3 月 24 日(火) 13:30～<br>3 月 31 日(火) 13:30～ | 親亡きあとの知的障害者と成年後見 | 3 月　3 日（火） |

［ご注意］1. 研修場所は、第 2 回分（申込者事務所に送付）を除き、「行政書士会館内」です。
2. 不明もしくは日程が組めない方は、広報担当「業務開発部奥村」までご連絡ください。

℡0287-23-6896　　Fax050-3329-6753

## 補講申込方法

- **申込用紙**は、「中級研修会/受付」に用意してあります。その場でお申し込みください。
- 申込が、次回「中級研修会/受付」まで待てない方は、広報担当「業務開発部奥村」までご連絡下さい。

# 支 局 情 報

【宇都宮】

## 契約書作成業務研修第１回
## 「契約書作成業務とは？」

１２月１１日（木）行政書士会館にて、宇都宮支部主催「初心者のための契約書作成業務」第一回研修会が行われた。講師は、裁判所で長年書記官を勤められた宇都宮支部の小平裕一会員。

前半では、契約の大原則として、「契約とは当事者間で有効に成立する法律行為」ということで、口約束も契約であり、念書というような一方的なものも広義の契約となること、また「私法上の契約関係は、自由意思によってなされる」ものであるとの説明がなされた。

後半には、実際に作成したというクーリングオフ期間を過ぎてしまってからの契約解除の『合意書』と、公正証書の原案としての『離婚協議書』が提示され、構成のひとつひとつについて、懇切丁寧な説明をいただいた。特に合意書では、そこに至るプロセスとして、内容証明郵便の具体的な例を挙げてくださり、解除の根拠となる法律なども提示いただいた。

前年度の小平会員による内容証明の研修といい、今回の契約の研修といい、具体的な説明をいただけることと、解りやすい法的根拠の説明とで大変理解しやすく、行政書士の実務に即した研修となっている。

次回、第二回目の契約書作成業務研修「契約書作成業務の進め方について」(平成２１年１月２９日）では、さらに多数の条文をもりこまなくてはならない形態の契約書についての講義となる予定であり、これも大いに期待したい。

（支局長　齋藤 順子）

## 入管業務研修第２回
## 「外国人市民のかかえる問題と対処」

１月１６日（金）行政書士会館２階会議室において、宇都宮支部主催で「外国人市民のかかえる問題と対処」と題し、研修会が開催された。支部内外からの参加者は、２３名。

講師は、宇都宮国際交流協会（ＵＣＩＡ）の事務局より 石川アンナ氏と同相談員でタイ語の通訳を担当している石和スワンニー氏。

ＵＣＩＡは、宇都宮市の外郭団体として１９９７年に発足し、昨年 9 月にＮＰＯ法人となった。宇都宮支部は、現在、協定により月２回無料相談員を派遣している。

宇都宮市には８０００人余りの在住外国人がおり、その大半は、中国・韓国・タイといったアジア人とブラジル・ペルーの２・３世といった日系人である。

石川氏によれば、経済不況からのリストラによる相談が増加しているという。日系人に安価な労働力を提供させ、一番先にリストラし、ほうりだしてしまっている現実。その子供たちの言葉の壁もみのがせないという。

また、石和氏によれば、事故で重症の患者であっても、不法滞在と当面の医療費が支払えないことで、即刻の退院をせまられたり、車社会である栃木県で運転免許試験を自国語（タイ語）で受けられない理不尽な例などがあげられた。

このように、外国人の生活はかなり不安定な部分も多く、宇都宮市が国際化を推進していく上で行政書士としてどのような協力ができるのかを考えていくよい機会となった研修会であった。

後半の意見交換時には、書士側からの要望として、時間的な余裕をもって相談してほしいこと。虚偽の申請は不利益になるだけであること。権利ばかり主張すべきでないこと等が伝えられた。

（支局長　齋藤 順子）

## 契約書作成業務研修第２回
## 「契約書作成業務の進め方について」

１月２９日（木）行政書士会館にて、宇都宮支部主催による「初心者のための契約書作成業務」第二回基礎研修会が開催された。講師は前回に引き続き、わかりやすく丁寧な解説に定評のある宇都宮支部の小平裕一会員。支部内外からの出席者は２０名。

前半は前回の復習に始まり、定型書式の「土地賃貸借契約書」で賃貸契約を締結した賃貸人が死亡したケースにおいて、賃料不払いが生じていることからその相続人の依頼により作成した「賃貸借契約の一部変更契約書」を取り上げ、土地賃貸借契約書作成にあたっての注意点、適用すべき関係法律〈借地借家法〉の説明がなされた。

後半では、特殊な契約書として「営業秘密保持契約書」を提示いただき、営業秘密について〈不正競争防止法〉よりおさえるべき条文の説明がされた。

そして最後は、相手に対してプレッシャーを与えることのできる「公正証書」の原案作成手順について、と盛りだくさんの研修内容であった。

契約書作成業務にあたって、まずおさえるべきはその確定性や適法性、実現可能で社会的妥当性があること、と具体的に指示いただき、実際の契約書を提示いただけたことは、出席者全員、実務を行う上での自信につながったと思う。

今期の宇都宮支部主催の研修は、これをもって終了となる。数多くの研修会を企画運営いただいた業務指導広報部員に感謝したい。

（支局長　齋藤 順子）

## 佐野支部研修会開催
## 「任意後見制度について」
## 「交通事故に関する行政罰と刑事罰」

講師：白澤茂会員

講師：江田政志会員

１月１７日（土）佐野市茂呂山老人福祉センターにおいて佐野支部主催の研修会が開催された。

１時限目は「任意後見制度について」。

講師は佐野支部の白澤茂会員。現在、行政書士会でも注目されている業務である。実務を中心とした、わかりやすい内容であった。

途中、昼食をはさみ、午後から２時限目「交通事故に関する行政罰と刑事罰」。

講師は、同じく佐野支部の江田政志会員。道路交通法の改正や交通事故についての研修で、いままでの研修にはない興味深い内容であった。聞いている人をあきさせない話し方で、あっというまの９０分だった。

ふたつとも、従来とは全く違った研修で、新鮮で充実した内容の研修会だった。

（佐野支部　江藤正巳）

## 訃報

元栃木県行政書士会副会長・佐野支部支部長　高島 俊夫氏　急逝

　永年に亘り当会の運営に貢献された高島俊夫会員が昨年１２月２日に永眠されました。
謹んでお悔み申し上げます。

高島俊夫先生　略歴

昭和４２年１１月　行政書士登録
昭和５０年～　　栃木県行政書士会　本会理事、副会長、相談役、顧問を歴任
この間、栃木県行政書士会会長表彰授与多数
昭和５３年　　日行連会長表彰　授与
昭和６３年　　栃木県知事表彰　授与
平成　２年　　日行連会長表彰　授与
平成１０年　　自治大臣表彰　　授与
平成１３年　　日行連会長表彰　授与
栃木県行政書士会　佐野支部においても長きに亘り支部長を務められました

## KOMOREBI 木もれび

先日山形県で女性知事が誕生しました。職業は行政書士。我栃木県でもそうですが、実にうれしいことですね。テレビドラマなどでも時折行政書士が登場しますし、資格取得の案内でも最近特に耳にいたします。このところの不景気、そして不安定な職場事情から「資格」というものが特に着目されるようになったのですかね。

話が変わりますが、最近総務省内閣府から「自衛隊と防衛に関するアンケート」がまいりました。何でも全国から無作為に 3000 名に実施するとのことでよくも私が当選？したものだと感心しました。約 20 分の直接口頭によるものでしたが、そつなく回答し、最後に年齢と職業を聞かれましたので「行政書士」と答えました。調査員の方は少しの沈黙の後「特に時事問題に精通した方に伺ってしまいましたね失礼いたしました」といわれました。・・・そうでもないのですが・・・。

私事約 20 年間の行政書士業務はどちらかというと地味な活動であったかもしれません。これからの「行政書士像」は法律の一翼を担う「身近な街の法律家」であるべきなのでしょう。少なくとも客観的に受けるイメージはそんな感じです。それはきっと私たちが想像する以上に期待をもたれ、また頼りにされているのかもしれません。そう思うと今後更に知識、技量共に切磋琢磨しなくてはならない。そんな想いがいたします。

（日光支部　支局長　杉山 茂）

# おじゃましま～す！

今回は県南にある佐野自動車検査登録事務所の（社）栃木県自動車整備振興会内に、県内各支部の行政書士の参画により共同運営されている、佐野自動車登録代行センターにおじゃましました。

正式名　　行政書士佐野自動車登録代行センター
所在地　　佐野市下羽田町 2001－3
設立日　　平成１１年１１月１５日
現センター長　鈴木　康夫
歴代センター長
　　須永　　威　　１期～4 期の４年
　　湯澤　正海　　5 期～8 期の４年

＊　設立のいきさつは？

平成１１年１１月１５日、栃木運輸支局佐野自動車検査登録事務所開設に伴い、当時の行政書士会役員の方々と共に英知を結集し、関係各団体のご理解の下、全国で始めての所謂、栃木方式と呼ばれている車庫証明センターに類した、行政書士の共同参画による、自動車登録業務を目的とした行政書士佐野自動車登録代行センターが出来ました。

＊　日常業務は？

朝の８時３０分から夕方の５時まで（登録事務所の受付は４時まで）売買による移転登録（名義変更）、引越し等による住所の変更や婚姻等による氏名の変更に伴う変更登録、廃車による抹消登録等々様々な自動車登録書類の作成及び代行業務を時間に追われながらもあわてず騒がず、職員共々一致協力し冷静に行っています。

私たちが行っている自動車登録業務は、忙しいお客様の依頼に応え、少しでも早く依頼の趣旨に合う登録事務が終了するよう、瞬時に必要書類の適法性等を判断し記載すべき書類を作成及び代行し、出来上がった自動車検査証をお客様に笑顔でお渡しすることが仕事です。

また、遠隔地のお客様から郵送にて車庫証明と自動車登録の両業務の依頼を受けることもあり、車庫証明については関係各車庫証明センターあるいは当センター会員が処理しています。

＊　今後について？

設立から９年、この間様々な激動がありましたが、県南の４支部（足利・佐野・栃木・小山）と宇都宮支部の会員―現会員数２３名―にて現在の１００年に１度と言われる危機的社会情勢、特に自動車業界の不振という厳しい中、当センターは本年設立１０年目という節目を迎えています。

この節目の時、少しでも発展を遂げられるよう会員は受身ではなく、業務改善のために積極的な行動をとるよう意識の向上に努めます。

取材　広報部（福澤一夫）

支局かわら版

## 金融危機に対応する行政書士像について

栃木支部

金融危機が世界を震撼させた。日本もその渦に巻き込まれている。栃木県も例外ではない。栃木支局（栃木市、壬生町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町）も同じだ。

１９２９年に起こった世界大恐慌では、アメリカの企業の３分の１が倒産したという。このような事態を今の日本に当てはめることは、いささか乱暴すぎるが、仮に企業の３分の１が倒産した場合、経済活動は大きく萎縮して、我々行政書士の仕事も今までの３分の２になる勘定だ。いや、これくらいでは済まされないだろう。お客様あっての行政書士であるから、こうなると私など生活維持が難しくなる。

今までの輸出は自動車が大きな比重を占めている。自動車産業の裾野は広い。それだけに自動車の輸出が大きく減れば､痛手を被る人たちが大勢出てくる。では、自動車に変わるもの、といっても今すぐには出てこない。

日本は輸出立国であることには間違いない。輸出によって外貨を稼ぎ出して、必要とする原材料を輸入しなければ、私たちの今の生活は立ち行かなくなる。

日本は輸出立国であるといっても内需も大切である。今まで内需であったものが、世界の情勢の変化によって外需（輸出）に変われるものが出てくるからだ。その兆しのひとつに食品がある。日本の食品は、特に農産物は安全・安心で外国に人気があるといわれている。外国でも、特に富裕層に人気があるといわれている。

一方、石油などの化石燃料の輸入を減らすことはできる。ありがたいことに、日本は山国であるから、木には恵まれている。石油などの化石燃料から出る二酸化炭素を減らすために、木を燃料に使う企業や家庭も少しではあるが出始めているといわれる。木を燃料に使う分だけ、石油の使用量は減り、輸入も減る。その分、外貨を獲得したことと同じになる。

こうみてくると、これからは、農林業が大きく伸びていくような気がする。栃木支局（栃木市、壬生町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町）には、農地や山林がたくさんある。ありがたいことである。

この金融危機に対して、行政書士として何ができるか。行政書士一人の力は余りにも小さいが、不景気を少しでも打破するにはどうすればよいのか。

ピンチはチャンスだと昔から言われている。悲観に暮れているとチャンスがあってもそれを捕まえることができないとも言われている。では、どうやってピンチをチャンスにできるか。それには、今、自分が置かれている場を再認識する必要があるとも言われている。

我々行政書士は恵まれたことに、今までのお客様がたくさんおられる。お客様の職業はあらゆる分野にわたっている。外需に携わっているお客様もおられれば､内需に携わっているお客様もおられる｡我々行政書士は、お客様が必要とする情報を提供できるはずである。提供した情報をヒントに、ピンチをチャンスに変えるお客様も出てくるはずである。

（支局長　大森昭雄）

## 政連だより

### 日政連の会議に出席して

１月２２日に日政連では３回に亘って会議が開かれました。その概要は次のものです。

１回目は午前１１時から先の定期総会で質疑での規約一部改正で組織変更がなされ、加入が個人より支部会員としたことから理解を得られない支部での会費未納があり、これについて担当する委員会で協議した結果、日政連会長と該当支部長の再議により解決策を構ずることで会長に具申することで決した。

第２回目は支部長会と幹事会の合同会議に提案事項について常任幹事会で検討承認した。

第３回目は支部長、幹事合同会議では業務の執行状況と運動方針の具体的な報告で承認された。次に２３日に施行される新年賀詞交歓会での常任幹事の役割について検討があった。

会の中途で自民議員連盟幹事長西川公也先生の励ます会に会長と出席のため中座した。

２３日は午前中から賀詞交歓会での接待役として従事したことを報告します。

（日政連副会長　秋田 豊）

# 栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 21 年 1 月 31 日現在）

| | 支部・氏名 | 入会年月日<br>登録年月日 | 郵便番号 | 事　務　所 | 電　話 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 栃　木<br>知久正美 | H21.1.1 | 328-0035 | 栃木市旭町 16－33 | 0282-22-1904 | |

【退　会】

| 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 | 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宇都宮 | 山村正治 | H21.1.15 | 廃　業 | 足　利 | 植木文夫 | H21.1.20 | 廃　業 |

## 事務局からのお知らせ

２月 10 日から事務局に勤務しております大塚正晴と申します。初々しさの無い年齢でありますので、環境に早く慣れて会員の皆様のお役に立てるよう頑張ります。ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。

## ２００９年度版　行政書士手帳の追加注文のご案内

２００９年度版行政書士手帳の若干の在庫がございます。

なお、会員各位からのご注文は、下記宛にＦＡＸでお申し込み下さい。

記

価格：７５０円
送料：実費
連絡先：有限会社 全行団
[URL:http://www.zengyodan.co.jp]
〒150-0043　東京都渋谷区道玄坂１－２０－１２　８Ｆ
電話:　０３－３７７０－５６７５
FAX:　０３－３７７０－２６７７
Mail: shop@zengyodan.co.jp（Mail でも申込可）

## 平成２０年度行政書士試験結果

| 試験地 | 申込者数 | 受験者数 | 受験率 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 茨城県 | 1,139 | 910 | 79.89 | 38 | 4.18 |
| **栃木県** | **1,007** | **846** | **84.01** | **43** | **5.08** |
| 群馬県 | 1,081 | 873 | 80.76 | 30 | 3.44 |
| 埼玉県 | 3,466 | 2,784 | 80.32 | 152 | 5.46 |
| 千葉県 | 3,389 | 2,657 | 78.40 | 169 | 6.36 |
| 東京都 | 18,186 | 14,317 | 78.73 | 1,295 | 9.05 |
| 神奈川県 | 4,003 | 3,178 | 79.39 | 209 | 6.58 |
| 新潟県 | 1,118 | 924 | 82.65 | 42 | 4.55 |
| 山梨県 | 474 | 388 | 81.86 | 19 | 4.90 |
| 長野県 | 956 | 753 | 78.77 | 32 | 4.25 |
| 静岡県 | 1,771 | 1,404 | 79.28 | 73 | 5.20 |
| 全国合計 | 79,590 | 63,907 | 80.30 | 4,133 | 6.47 |

## 編集後記

ふと気が付くと梅がポツリポツリと咲き出している。寒い寒いと言っている間に、いつのまにか季節は次へと動き春の芽が顔を出している。経済危機が世間を覆っている暗い中、もしかすると次への新たな芽吹きが生まれようとしているのかもしれません。そんな明るい芽吹きを見つけられるよう少しでも自分を磨かなくては、と思うこの頃です。　（福澤）


行政とちぎ２月号 No.386

発行人　栃木県行政書士会　会長　浅野吉知
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷




（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）